

桐生市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桐生市地域公共交通活性化協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項の規定に基づき設置する分科会の組織、運営その他必要な事項に関し、同条第2項の規定に基づき定めるものとする。

(設置及び協議事項)

第2条 桐生市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に、別表第1の左欄に掲げる分科会を設置し、同表の中欄に掲げる事項について協議を行う。

(組織)

第3条 分科会は、分科会長及び分科会委員をもって組織する。

- 2 分科会長は、協議会会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 4 分科会委員は、別表第2の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる団体又は機関等を代表する者とし、協議会会長が指名する。

(会議)

第4条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて分科会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、招集する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員(代理人を含む。以下同じ。)の3分の2以上の多数で決するものとする。
- 4 分科会長は、会議の運営上必要があると認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 分科会長が特に認めたときは、会議の開催に代えて、書面による協議を行うことができる。
- 7 別表第3に掲げる軽微な事案については、会議を開催しない。

(協議結果の報告)

第5条 分科会長は、分科会において協議した結果について、協議会に報告するものとし、協議会は、報告を受けたものについてそれぞれ別表第1の右欄に定めるとおり取

り扱うものとする。

2 分科会において協議が調った事項については、協議会はその協議結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、桐生市の交通政策所管課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則(令和7年7月1日)

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附則(令和8年2月26日)

この規程は、令和8年2月26日から施行する。

別表第1(第2条及び第5条関係)

名 称	事 項	協議会における 取扱い
運賃分科会	(1)道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定する運賃等に関すること (2)その他分科会長が必要と認める事項	分科会における協議結果の報告を受ける

別表第2(第3条関係)

名 称	区 分	団体又は機関等
運賃分科会	当該路線等をその区域に含む市町村	桐生市
	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	運賃等を定めようとする交通事業者
	当該路線等を管轄する地方運輸局長又はその指名する職員	関東運輸局群馬運輸支局
	上記当該市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	地域福祉関係団体、関係住民の代表者等

別表第3(第4条関係)

名 称	事項
運賃分科会	(1) 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合でも、運賃額に変更がない場合 (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合 (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の停留所の位置、路線等を変更する場合 (4) 新たな決済手段を追加する場合